

がんばってまーす

対話の重要性

千葉県柏市環境政策課 主事

根本 創紀



柏市は、千葉県の北西部に位置し、東西の距離は約 18 キロメートル、南北の距離は約 15 キロメートル、また市域のほとんどが平坦であり最高標高は 31 メートル、面積は 114.74 平方キロメートル、人口は 41 万人です。東京都心から 30 キロメートル圏内に位置しており、鉄道は都心から放射状に常磐線とつくばエクスプレス、南北に東武アーバンパークラインが通っています。

道路は東京・茨城方面に国道 6 号線と常磐自動車道、埼玉・千葉方面に国道 16 号線が通っており、首都圏の放射・環状両方向の交通幹線の十字路に位置する交通の要衝となっています。

私は平成 27 年度に柏市役所へ入庁し、環境部環境政策課に配属され今年度 2 年目を迎えます。

課内は環境政策担当、放射線対策担当、水質保全担当及び私が従事する大気保全担当の 4 担当で構成されています。

柏市における大気汚染監視体制は、一般大気環境測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 4 局を設置し、窒素酸化物や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視するとともに、降下ばいじん、ダイオキシンなどの有害大気汚染物質等の測定も併せて実施しています。

また、平成 20 年度に中核市へ移行したことから大気汚染防止法に基づき、工場のばい煙発生施設の規制等も行なっています。

平成 27 年度の市民から寄せられた公害苦情処理件数は 180 件です。内訳は大気汚染 77 件、水質汚濁 6 件、騒音 59 件、振動 9 件、悪臭 29 件です。

公害苦情、特に騒音、振動、悪臭のような感覚公害については、個人差が大きく、原因を特定するためには、苦情者からの詳細な情報が欠かせません。苦情者が匿名の場合、十分な情報が得られず、長期化するケースが多くあります。反対に、苦情者が積極的に対話を望み、協力を得られる場合、スムーズに解決することもあります。

今回は、長期に渡っていた悪臭の苦情が、別の苦情者からの申し立てを受け、原因者、苦情者及び市の三者で現地調査を行ったことにより原因が特定でき、解決への道が見えた事例を紹介します。

最初の苦情申し立ては、「自宅近くにある工場から、いつも悪臭がする。体調が悪くなるので、何



手賀沼 手賀大橋

とかして欲しい」という内容でした。苦情者は、「とにかくいつも化学薬品のような臭いがする」と繰り返し、苦情者として名前を工場には知られたくないということで、詳細な情報がわかりませんでした。この苦情を受け、市職員2名で現地調査を行いました。苦情者の指摘した現場付近では特に変わった臭いは感じられず、直接事業者を訪ねても特に心当たりが無く、工場敷地内を確認しても、原因は不明のままでした。このときには、苦情者の言う事業者が発生源かどうかともわからなかったため、悪臭苦情があったことを伝え、臭気に注意するようお願いをして対応を終えました。

しかし、数ヶ月後、同じ苦情者から同様の申し立てがあり、「臭いは以前から全く改善しておらず、とにかく何とかして欲しい」との申し出でした。再度、現場確認と事業者への聴取を行いました。やはり悪臭は確認できず、事業者も気をつけてはいるが、工場のどの臭いについての苦情なのかかわからず、対応のしようがないとのことでした。

その後、何度か同じ苦情を受けたことから、事業者は苦情者から直接話を聞きたいと希望し、そのことを苦情者に伝えましたが、話し合いを拒否されたため、進展はありませんでした。

最初の苦情から1年ほどたった頃、事業者から、「市民から直接苦情を受けたので、苦情者と工場内の臭気発生源の確認を行うので、市にも立ち会って欲しい」との連絡がありました。苦情者は別の方でしたが、以前受けた苦情とその内容が同じであったことから、事業者、苦情者及び市の三者で工場内の調査を行いました。その結果、焼成炉の煙突からの臭気であることが確認できました。確認した時の臭気はわずかなものですが、時間帯や気象条件によって、一時的に臭気が強くなってしまうことがあるということも判明しました。法令の規制にかかるようなものではありませんでしたが、このことを受け、事業者は、煙突の高さの変更等の具体的な対策を行うことを苦情者に説明し、了承を得ることができました。

このケースは、苦情者の協力の有無が、解決までの時間に大きく影響した典型的な事例であると思います。長期にわたる苦情は多々ありますが、このようにすぐに解決に至らないにしても、事業者と苦情者で話し合うことによって、解決の糸口が見つけることができるものも多いはずです。当然、全てのケースにおいて有効ではないと思いますが、特に法令に規制がないものに関しては、最終的には当事者同士が直接話し合うことが必要不可欠です。環境法令で対応できないものについては、公害紛争処理制度や市役所の相談窓口等を活用し、当事者同士の話し合いの促進や、公害苦情という形以外での解決を図るような対応が重要なのではないかと思います。

末筆となりましたが、本市の環境行政への取り組みについて参考になるものがございましたら行政視察等でご説明したいと思いますので、是非柏市へお越しくください。